



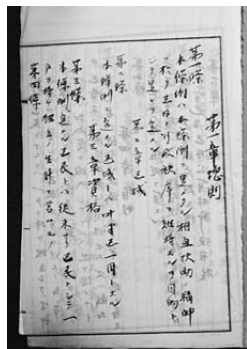
山形大学准教授

林 雅秀
はやし まさひで

コモンズと只見の共同利用資源③

― 共有資源の過剰利用から過少利用へ ―

前号では、叶津区の資料を参照しながら昭和四一年から平成九年にかけてのゼンマイ採取量の推移をみました。そのなかで、昭和四〇年代には二千貫前後を維持したのが、五〇年代から減少し始め、平成に入ってからさらに減少が続いたことを確認しました。只見町では山菜だけでなくナメコをはじめとしたキノコの生産も以前に比べて減少し、さらに長期的な視点で見れば、農耕用牛馬の飼料や水田の肥料のために行われた採草利用、そして薪炭のための木材利用も昔に比べて大きく減少しました。こ



▶ 叶津区条例

うした変化には地域的な偏差はありますが、総体としてみれば一九五〇年頃以降は一貫して全国的に大きく減少しており、コモンズ研究者たちの間では、資源の過剰利用から過少利用への変化として理解されています。

以下では、只見町内の共有地利用を事例として、かつての過剰利用状況における利用ルールと、近年の過少利用状況における利用ルールのあり方を対比的に検討したいと思います。

資源が過剰に採取されることを防ぐ有効な手段の一つは、誰に採取権があるのかというメンバーシップのルールを定め、それを厳格に運用することです。この原則はコモンズ研究の創始者の一人であるノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロムが世界中のコモンズについてのルールとそのパフォーマンスとの関係を調べたなかで発見した

八つの条件の一つとしても知られています。

叶津でも同じように採取者が増えすぎないように管理する必要があったと思われまます。ゼンマイ採取が盛んだった昭和四〇年代から五〇年代の叶津区の決議録、あるいは叶津共用林野組合の決議録をみると、区への加入希望があった場合でも、簡単に認められるわけではなく、一定の条件を満たす場合にのみ認めていたことなどがわかります。

区への加入条件は叶津区条例（時期の近いものとして昭和三四年一月改正の条例）の第三条で「区民とは従来より区民として一戸を持ち独立の生計を営むもの」と定められています。この時期の叶津区の総会や役員会の議題には、加入希望者がこの条件を満たすか否かに関するものがしばしば登場していました。このように過剰利用による

資源の荒廃が危惧される状況では、メンバーを制限するためのルールが機能していたといえます。

一方で近年の過少利用の状況においては、只見町でもメンバーシップの考え方が大きく異なる制度が登場しています。ワラビ園やマツタケ山などで部外者に採取を認め、集落は入山料を得ることで収入を確保するやり方です。私たちの調査では、いくつかの集落で代表する方々への聞き取り調査を通して、入山料制の実施までの経緯を調べました。ここでは塩沢区のワラビ園開園の経緯を紹介します。塩

沢区にはもともと六〇世帯ほどありましたが、昭和三六年に竣工した滝ダムの建設に伴って約半数が移転し、現在は三〇世帯ほどです。ダムで移転した世帯が所有していた高台の農地を残った世帯が買い取り、一度は共同で桑園を経営したこともありましたが、ワラビがよく出る場所だったため、当時の塩沢区長が只見町からの補助金も導入してワラビ園として整備することになりました。当初は一〇haほどの土地でしたが二〇一〇年時点で一七haほどに拡大しました。ワラビ園を維持するため春の火入れと秋の刈払いを毎年行うほか、開園日には入山料徴収と監視を行っています。インターネッツトや観光まちづくり協会を通じての宣伝も行い、毎年多くの入山者が訪れています。

以上のようにゼンマイとワラビで資源は異なりますが、地元集落住民による山菜利用が減少したことへの対応として、外部者による入山制を行うことで共有資源からの便益を享受している事例とみることができまます。



▲ 塩沢区のワラビ園での火入れの様子